

非常災害時の対応について ※令和7年4月

1 暴風(雪)警報が豊川市に発令・解除された場合

● 警報発令時

在 校 時	登校しない
登 校 中	自宅へ戻る
在 校 中	授業を中止し、通学路の安全を確認後、速やかに通学団下校する * 下校が困難と考えられる場合は、児童は学校に待機し、「引渡し確認カード」に記載のある引き取り者へ引渡します。 * 低学年で保護者不在の場合は、学校に待機させ、保護者に引渡します。 * 高学年で家の鍵を持っていない場合は、学校に待機させ、保護者に引渡します。 * 児童クラブへの移動途中及び移動後は、児童クラブで対応します。

● 警報解除時

午前 6 時 30 分までに解除	平常どおり登校する * 給食がカットされている場合は、弁当を持たせてください。
午前 6 時 30 分から 午前 10 時までに解除	解除 2 時間後から授業を実施できるように、通学団登校する * 授業開始時刻は、まなびポケットで連絡します。 * 給食がカットされている場合は、弁当を持たせてください。
午前 10 時から 午前 11 時までに解除	解除 2 時間後から授業を実施できるように、通学団登校する * 授業開始時刻は、まなびポケットで連絡します。 * 家で昼食を食べてから登校します。
午前 11 時以降に解除	臨時休業

- 道路や橋の破壊・水没、河川の増水などで、安全に登校できない場合は自宅で待機し、学校にご連絡ください。
- 大雨警報が発令された場合は、原則として授業を行います。
- 翌日に警報が発表されそうな場合は、臨時休業等の可能性があることを、まなびポケット等で（前日に）お知らせします。

2 特別警報(土砂災害・浸水害)が発令された場合

- 特別警報が出された場合は、その日は臨時休業とします。
- 登校後に発令され下校が困難と考えられる場合は、児童は学校に待機し、「引渡し確認カード」に記載のある引き取り者へ、引渡します。

3 豊川市から避難情報(警戒レベル)、防災気象情報(警戒レベル相当情報)が発令された場合

警戒レベル 3	警戒レベル 4
「高齢者等避難」 「氾濫警戒情報」「洪水警報」「大雨警報(土砂災害)」	「高齢者等避難」 「氾濫警戒情報」「洪水警報」「大雨警報(土砂災害)」
・原則として授業を行います。 ・通学路等の状況により、登校が危険な場合は、臨時休業としたり、授業の開始時間を変更したりする場合があります。	・登校する前に発令されたときは、臨時休業とします。 ・避難指示（緊急安全確保）が解除されても、安全に登校できると判断できるまで、翌日以降も臨時休業とする場合があります。

※ 浸水の情報（河川）については、音羽川水系が該当します。また、土砂災害の情報（雨）については、国府地区内をご確認ください。

4 大雨等により音羽川の水位が上昇した場合

氾濫注意水位(1.85m)	避難判断水位(2.40m)
その後の天候の変化や水位の状況を予測し、下校時間を早めて安全な状況で下校することを検討します。	授業を中止し、「自宅へ帰宅する」「学校で待機する」を確認後、教師が引率し通学団下校を行います。

5 豊川市に「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合

- 「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。また、学校の再開については、まなびポケットやHPなどでお知らせします。
- 登校後に「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合は、児童は学校に待機し、「引渡し確認カード」に記載のある引き取り者へ、引渡します。

6 南海トラフ地震が発生した場合

- 登校前、登下校中に、南海トラフ地震が発生した場合は、安全を確かめ、近くの避難場所、又は、待機場所に移動するようにしましょう。
- 登校後に南海トラフ地震が発生した場合は、身の安全を確保し、避難所（運動場・教室）に避難します。その後、通学団の教室にて「引渡し確認カード」に記載のある引き取り者へ、引渡します。

7 南海トラフ地震 臨時情報が発令された場合

調査中	通常どおりの教育活動を行う ＊ 大規模地震発生に備えるために、最新の情報を集めるようにしましょう。 ＊ 校外活動は、発表後に出発する場合は一時見合わせます。 ＊ 校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるように準備します。
巨大地震警戒	必要な教育活動を通常どおり行う ＊ 授業終了後は、速やかに帰宅となります。 ＊ 校外で活動中の場合は、いつでも帰校できるように準備します。 ＊ 発表後に校外活動に出発する場合は、出発を一時見合わせます。
巨大地震注意	通常どおりの教育活動を行う ＊ 校外で活動中の場合は、速やかに帰校します。 ＊ 発表後に校外活動に出発する場合は、校外活動を延期(中止)します。
調査終了	通常どおりの教育活動を行う

8 全国瞬時警報システム(Jアラート)の緊急情報が発令された場合

- 登校前に J アラートが発令された場合は、自宅待機とします。学校の再開については、教育委員会の判断を受け、まなびポケットやHPなどでお知らせします。
- 登校後に J アラートが発令された場合は、直ちに活動を中断し、身を守る行動をとります。安全が確認できる情報が入りしだい、教育活動を再開します。
- 登下校時に、J アラートが発令された場合は、近くの頑丈な建物に避難するか、学校が近ければ学校に避難するなど、臨機応変に行動してください。安全が確認できしだい、教育活動を行います。また、学校の対応について、まなびポケットやHPなどでお知らせします。